

道路街路課業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 道路街路課が施行する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持管理の委託（以下「建設工事等」という。）並びに建設工事等を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）に係る業者の適正な選定等を図るため、県土整備部建設工事請負等業者選定委員会設置要綱に基づき、道路街路課に道路街路課業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会が審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 指名競争入札の指名業者の選定に関する事
- (2) 一般競争入札の入札参加条件に関する事
- (3) 随意契約（埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えるものに限る。）の見積依頼業者の選定に関する事
- (4) 低入札価格調査に関する事
- (5) 談合情報の対応に関する事
- (6) その他委員長が必要と認めた事項

2 前項の規定による審議のうち、(1)、(2)及び(3)については、原則として、埼玉県財務規則別表第2の「決裁区分」欄が課長の欄に記載された金額以内の事案のうち、次に定めるものについて行う。

- (1) 次に掲げる建設工事等及び業務委託等の指名競争入札に係る指名業者の選定及び一般競争入札の入札参加条件に関する事。
 - ア 執行予定額が250万円以上の建設工事の請負
 - イ 執行予定額が100万円以上の建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託
 - ウ 執行予定額が100万円以上の業務委託等
- (2) 次に掲げる建設工事等の随意契約に係る見積依頼業者の選定に関する事。
 - ア 執行予定額が250万円以上の建設工事の請負
 - イ 執行予定額が100万円以上の建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託

(組織)

第3条 委員会の組織は、次のとおりとする。

- | | |
|------|---|
| 委員長 | 課長 |
| 副委員長 | 総務・団体、国道、県道、橋りょう、交通安全施設整備担当副課長、街路、市町村道担当副課長 |
| 委員 | 国道、橋りょう担当主幹、
県道、交通安全施設整備担当主幹 |

街路担当主幹

(運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち提案事案を担当する者がその職務を代行する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、委員会を組織する者の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会を組織するものの代理者は、委員会に出席することはできない。

5 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(内申)

第6条 第2条各号に規定する事項の内申は、その建設工事等又は業務委託等を所管する主査が、次の各号の中からその内申に必要な資料により行うものとする。

(1) 埼玉県業者情報管理システムによる指名選定資料（内申書）

(2) 指名する業者（案）

(3) 一般競争入札の公告文（案）

(4) 入札参加者等の選定理由を記載した資料

(5) 委員長又は内申者が必要と認めた資料

(6) その他必要な資料

2 前項各号の資料は、機密扱いとし、委員長に提出するものとする。

3 委員長は、受領した第1項各号の資料を委員会の審査に付するものとする。

(決定)

第7条 第2条各号に規定する事項は、委員会の審査に基づき、課長が決定する。

(秘密の保持)

第8条 委員会を組織する者及び委員会に出席した者は、委員会の内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめるものとする。

2 前項の議事録のうち建設工事等の業者選定及び入札参加条件の審査に関するも

のについては、入札終了後又は契約の相手方の決定後、道路街路課において自由に閲覧できるようにするものとする。

- 3 第1項の議事録のうち業務委託等の業者選定及び入札参加条件の審査に関するものについては、入札終了後又は契約の相手方の決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、道路街路課において情報提供を行うものとする。
- 4 第2項の閲覧を行う期限は、閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 5 第3項の情報提供を行う期限は、契約を締結した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 6 第6条第1項各号の資料は、前2項の期間は保存しなければならない。
- 7 第6条第1項各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は、不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、総務・団体担当に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日以前に平成26年度予算に係る業者選定及び入札参加条件を審査する場合に適用する。
- 3 道路街路課工事請負等業者選定委員会設置要綱は、平成26年3月31日をもって廃止する。
- 4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。